

Title	徳川期の「宗名論評」考
Sub Title	The controversy on the name of the religious sect in the Edo Period
Author	佐々木, 真(Sasaki, Makoto)
Publisher	三田史学会
Publication year	1963
Jtitle	史学 Vol.36, No.2/3 (1963. 9) ,p.165(277)- 176(288)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	松本芳夫先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19630900-0169

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

徳川期の「宗名論諍」考

佐々木 真

はじめに

戦後、真宗史の研究については、親鸞をめぐる諸問題、真宗教団成立の過程、一向一揆に関する社会経済史の見解、等、活潑にテーマが展開し目覚ましい論究がなされているが、江戸時代以降のそれについては史料の未整理というハンディキャップもあつて、一般的には沈滞気味であるといえよう。勿論徳川期の真宗史が「封建後期に於ける幕藩体制の確立に伴い、仏教がその強力な統治政策の体制の中に組込まれ、デスポートのための民衆強化策に利用されるようになる」と共に、真宗史は従来の個性的な発展を止めて、仏教全体に負わされた画一性の中に姿を没し去⁽¹⁾る運命が研究者の興味を惹起しない面も事実である。このような徳川期の中で真宗史上特筆すべき事件の一つは、安永三年より寛政元年に至る浄土宗との間に行われた宗名論諍である。真宗と浄土宗—とりわけその立役者たる本願寺と増上寺との、幕府を介してのこの論諍について夙に御橋惠言氏⁽²⁾、村上専精氏⁽³⁾がその顛末を著わし、更に辻善之助氏⁽⁴⁾によりその経緯が広範な史料を駆使して考証されたほか、最近では山上正尊氏⁽⁵⁾により、安永期の両宗門の公訴の模様を対象にした詳細な論述が発表されている。これら諸先学の労作によりこの間の増上寺—徳川幕府—本願寺の三者の立場が一層明確となつたが、

本稿に於いてはその論諍の概要を展望しつゝ私見を補述してみたいと思う。

一

安永三年八月、東西両本願寺は合議の上、幕府寺社奉行松平伊賀守の許に左の願書を呈した。

口上書

当宗開山親鸞上人開宗の砌より、宗名浄土真宗と被定置候処、御奉行所并御領私領御役所に於て、浄土真宗とも一向宗とも御取計御座候に付、当宗門末の内にて心得違の輩も有之、御門主歎敷被存候、依之、諸国一統浄土真宗と相定候様被致度候。此段御願可申上旨京都より被申越候。以上

午八月

浅草本願寺輪番(署名)

元来、浄土真宗とは、親鸞聖人の述作たる「教行信証」の冒頭に「大無寿量經、真実之教、浄土真宗」また「謹案ニ浄土真宗ニ有ニ二種廻向」とあり、末燈鈔(7)に「浄土宗の中に真あり仮あり、真といふは選択本願なり、仮といふは定散二善なり。選択本願は浄土真宗なり」等々とあるにより本願寺の宗名としていたのであるが、他より古くは一向宗、門徒宗、本願寺宗、無碍光宗などと呼称されていた。これについて蓮如(本願寺第八代)は「強ちに我が流を一向宗と名づることは、別して祖師も定められず。おほよそ阿弥陀仏を一向にたのむによりて、皆人の申しなす故なり。しかりと雖も、經文に『一向専念無量寿仏』と説きたまふ故に、一向に無量寿仏を念ぜよといへる意なるときは、一向宗と申したるも子細なし。さりながら、開山はこの宗をば浄土真宗とこそ定めたまへり。されば一向宗といふ名言は、更に本宗より申さぬなりと知るべし」(御文一ノ一五)「抑当流之名を自他宗共に往古より一向宗と号すること大なるあやまりなり、

更以開山聖人より仰せ定められたることなし（中略）所詮自今已後当流の行者は一向宗とみづからなのらん輩に於ては永不可_レ当流門下_一者也」（帖外七九）と誡めている。この御文によれば「一向宗」という名称は俗称であり前掲の帖外御文に「夫一向宗と云ふは時衆方之名也、一遍一向是也。其源とは江州番場の道場、是則一向宗なり」とあつて中世に於いては時宗の称呼でもあつた。又、元来「一向宗」なる名目は明恵の「摧邪輪」の「一向専修選択集」に由来し浄土宗を謗つて名けたとある。⁸⁸⁾しかしながら、蓮如が「一向宗」を嫌悪し宗名に關していわば潔癖であつたのは、例えば御文一ノ十四、二ノ一、二ノ二、二ノ三、二ノ六、その他にみられる王法為本を旨とし、一向一揆運動を極力抑圧せんとする動きに關連させて考えるべきでもあろう。⁸⁹⁾

安永三年八月の本願寺より幕府へ提出した先述の口上書を以て、宗名論諍の発端とするが、すでにその年の正月にはその端緒としての動きがみられる。大谷本願寺通紀卷四、¹⁰⁾安永三年正月の条に

紀侯領下宗名復_レ正。普称_ニ浄土真宗_一。

寺社司三宅忠之。詢_ニ之_一江府宗門奉行小野日向守一吉云々可_レ之。於是而成。

とあり。すなわち、紀州藩下で幕府の寺社奉行に詢つて浄土真宗の宗名を許可したわけである。（因に紀州に於ける真宗の發展は蓮如以後目覚ましく天保十年編纂された「紀伊統風土記」による本願寺末寺の数は三百三十一箇寺¹¹⁾）更に考信録¹²⁾には

明和年中以後処々に宗名復正す。所謂和州高嶋領内。河州交野久貝氏領内、城州小堀数馬支配所。紀州領内、摂州高槻領内等なり

と記す、尚、「摂州高槻領内」については前掲の「通紀」安永四年正月の条にみえている。

二

さて、幕府は前述の口上書を受理するや、その可否を寛永寺及び増上寺に諮詢し、寛永寺は之を可としたが、増上寺側は大いに不服として、安永四年正月、故障書を草して寺社奉行宛に呈したのである。この原文は「浄土真宗宗名故障書、覚」として古事類苑宗教部第一冊真宗（八一五ページ）の項に所載されているが、長文なのでこゝではその大意のみを述べると、浄土真宗なる称号は円光大師最初建立の浄土真宗を指すもので、一向宗に之を許すことは宗名混雜の恐れがあるのみならず、徳川家代々特に家康公により御宗門に定め置かれた尊慮に差障るとし、更に、後柏原院、正親町院兩帝よりの真宗総本山の論旨、後小松院より黒谷金戒光明寺へ下された浄土真宗最初門の勅額、並に後陽成天皇より増上寺へ下された須開真宗弘通之玄門の論旨、等々の例証を挙げ一向宗を浄土真宗とすることは勅命にも相障るとしているのである。かくてこれ以後、兩宗門は互にその立場を固執し対立は論駁となつて、寛政元年に至る十六年間の論諍の歴史を辿つている。

同年十一月、松平伊賀守に代つて太田備後守が寺社奉行に就任するに及び、同十九日左の書付を以て増上寺役者へ内命を下した。

兩本願寺より被_レ相願_一候、浄土真宗と宗号相唱候儀者、於_レ浄土宗_一差障候趣、先達而松平伊賀守方江書付被_レ差出_一、則右差障候旨を以、兩本願寺輪番江申渡、奉行所ニ而者一向宗と取扱候、

未十一月⁽¹³⁾

浄土宗側に有利なこの通達には当時の老中田沼竟次の運動があつた模様である。⁽¹⁴⁾

増上寺では直ちにこの旨を宗内に触れ、「宗門改等之節心得違無^レ之」き様に達した。東西両本願寺はこの報を伝えきゝ大いに驚き、同年十二月相次いで夫々右故障書の反駁書をしたためて幕府へ呈出したが、その中で、凡そ宗名は開祖の命名によるとし、浄土真宗の名称は親鸞ひとり用いる所で他に例証なく、龜山天皇綸旨には親鸞聖人開浄土真宗とあり、その他後醍醐、後水尾天皇の宸翰、等を挙げて反証として⁽¹⁵⁾いる。専修寺、仏光寺、興正寺も亦、両本願寺と結束して事態に対応することになり、両宗門の反駁相譲らず、幕府も容易にその是非を決しかねたのである。

こえて翌五年正月、寺社奉行より増上寺へ吟味中に付宗名は従前通りにすべき旨を申渡しがあつたが、増上寺は先年の十一月十九日の書付を執つて肯ぜず、翌二月に増上寺役者、及び檀林総代小石川伝通院以下三箇寺より、更に三月には使者を通じて知恩院門跡宮より、夫々同様趣旨の願書が幕府へ呈出された。⁽¹⁶⁾

翌安永六年正月、寺社奉行は「毎年宗門簿。須^下諸宗各為^二一冊^一。且記^二宗名等^一。一^中任旧式⁽¹⁷⁾」⁽¹⁷⁾とて宗門改帳は一宗一冊とし宗名肩書は従来通りと申渡し、⁽¹⁸⁾更に二月牧野越中守(寺社奉行)邸へ、増上寺、築地・浅草両輪番を呼寄せ御吟味中の旨を諭して両者の公訴を撤回せしめたが、幕府や各藩の公文書では多く一向宗の名称を用い「官司下^三令都下^一。禁^三寺券書^二宗名^一」⁽¹⁹⁾とて浄土真宗と書くことは許可されなかつた。真宗全史(村上専精氏)によれば「江戸増上寺鎌倉光明寺の如きは俄に浄土真宗の新額を掲げ其他の寺院に於ても往々浄土真宗の名を標榜せるものあるに至れり」とある。かくの如く本願寺側はその状況が不利だつたため、その挽回策に苦慮せざるを得なかつたが、たま／＼西本願寺に於いては、三業惑乱の騒乱があつて寧日なき有様で宗名問題は東本願寺がその衝に当ることとなり、安永六年碩学仏乗坊慧琳⁽²⁰⁾を東下せしめたが、なおその解決は困難をきわめていた。しかも天明八年五月の京都の大火によつて東本願寺も類焼の災厄に遭い、宗名事件はこゝに一頓挫をきたしたのである。

これより天明期を迎えて宗名事件は第二段階に入る。江戸浅草東本願寺の末寺光円寺宝景、宗恩寺円澄、徳本寺頓朗等は同年六月、禁裡造営のため上京していた老中松平定信（白河楽翁）の帰府を箱根に待受けて所謂決死的な「駕籠訴⁽²¹⁾」をし、また江戸に於いて寺社奉行牧野備前守にもたび／＼直訴したが、これは増上寺役者中と対決の上でその正否を明らかにすることを願つたもので、東西本願寺からも書上覚書が寺社奉行宛に呈出された（甲子夜話）。

寛政元年三月に至り幕府は東本願寺輪番へ左の通り通達した。

宗号御願之儀、無_ニ余義_一事_ニ候、乍_レ然_レ当時御繁務中、急遽之御沙汰_ニ者難_レ被_レ及_レ候、猶追而御沙汰有_レ之_ニまでハ、まづ御願中之御心得たるべく候⁽²²⁾

西本願寺、増上寺へもこの旨申渡しがあり、こゝに宗名事件の裁決はお預り⁽²³⁾となつて維新後にまで持越されたのである。明治五年三月、新政府によつて一向宗は単に「真宗」とその公称が認可された。

三

以上が安永―寛政年間にわたる宗名論争の概要であるが、この事件は一言にしていえば徳川期の二大宗門たる増上寺、本願寺の拮抗の縮図とみることができよう。特に、徳川家の菩提寺として幕府の絶大の帰依の下、その庇護にあずかつていた増上寺にとつては「浄土真宗」なる宗名を本願寺に冠することは面目上看過し得なかつたのである。

今、増上寺と徳川家との関係をふり返るに、三縁山志（浄土宗全書第十九卷）巻一に「天正十八年八月御入国の時当山を以御菩提所と定めさせられたまひける此時十二世住持源誉存応上人なり」とて家康が江戸城に入るや当寺と師檀の契約を結んでいることが記されている。源誉存応は三州大樹寺の登誉天室の弟子であるが、この大樹寺は松平氏の先祖代

々の菩提所として、三河国額田郡にあり、その創建は文明七年岡崎城主松平親忠の請によるもので、勢譽愚底が開山である。登誉天室はその十三世であり、一説に永録三年織田信長勢のために家康が敗走の折、登誉自ら白布に「厭離穢土欣求浄土」と大書して旗となし、僧俗の軍勢を集めて防戦し、彼の難を救つた²⁴とあり家康との関係は浅からぬものがあった。こゝにみられるように徳川氏と浄土宗との結縁は三河以来であり、更に増上寺は、大樹寺の登誉につながる源譽を得て家康の殊遇を受け、慶長十三年には勅願所、元和元年には関東浄土宗十八檀林の筆頭にえられ鎮西派の大本山としての地位を占めたのである。

このように幕府と密接な関係を保ちながら発展してきた増上寺が、幕府を介してこの宗名事件について著るしく有利な立場にあつたことは、例えば前述の安永四年十一月十九日付の寺社奉行より増上寺役者への内命をはじめその例は枚挙に遑がないが、これに対して両本願寺側の幕府に対する態度は如何というに、山上氏も指摘しているように「其動作に統一を欠き、加ふるに公称主張の積極的理由の幾多を持ちながら不用意緩漫の嫌があつた（前掲論文七一ページ）のは否まれないのである。こゝにこの事件に関して本願寺側より幕府へ提出した幾多の口上書、書上等の文意を通覧するのに、歳日を経るにしたがつて、ようやく幕府の沙汰を期待するの困難を知つて本願寺の態度が窮迫せざるを得ず、遂には哀訴の止むなきに至つて居り、その苦窮の程が察せられる。増上寺側の議論がやゝもすると「東照宮様御家門被為御定置候、神慮にも相障奉恐入候」を正面より打出しているのと真に好対照をなしているといえよう。

幕府がこの訴訟の裁決に如何に苦慮したかは、十数年を費して尚決着せず、その行詰りを打開すべく東叡山門主、九条家、近衛家へ調停を依頼²⁵している記録や水戸侯より紀伊侯を通じて本願寺を慰撫した²⁶などとの臆説が取沙汰されているのをもみても察知できよう。

つぎに、この宗名事件はこの当時の人の目には一体どのように映し出されたものであろうか。神沢貞幹は「翁草」⁽²⁷⁾の中で次の如く評している。当代の識者の見解の一端がこゝに窺われて頗る興味深いと思うので長文であるが掲げてみよう。

愚始に本願寺の企を聞て、一応に察する時は、都て本願寺の宗風、譬ば仮初の一事を企るにも、其門徒、金銀財宝を抛て之に荷担助力し、其事成れば大に潤色して宗旨の光輝を喜ぶ習俗なり、故に此宗名の事も、言を巧にして権門に取入、世を誣る類ひにやと思ひしが、爰に両願の論ずる処を讀て、情考るに、浄土宗の上表する処、理義分かり兼、偏に公威を借つて豪奪を専らにするの意なり、本願寺の方は、或人の考の如く、最本拠支証に怪しき事無きにしても非れ共、敖訴に非ず、敬して愁訴するの意にして、事を陳る所精審なり、浄土門の書付は、荒々敷而已にて、其理普通せず、本願寺の申条を庄に不至、此論の趣計ならば、浄土は負たるべし、委は雙方の書付を比らべ見るべし、愚私に思へらく、浄土より此願に答へんには、公威をも借らず、経説并釈門の六ヶ敷論を擱て近く俗通する申立有べし、譬ば一向宗の宗号、是迄は一向宗、浄土真宗或は本願寺門徒などと、区々に称して一名ならず候、就中浄土真宗の号は、当宗門へ差障候名目に候得共、以前より唱来候を今更事新敷当宗より之を拒み候も、何とやらん事を好様に相聞え候故、公聴を憚り是迄先づ其儘に差置候へども、今般区名を止め、浄土真宗を彼宗の本号に仕度と、改て公免を願ふ時は、当宗に於て差障申候、其謂は、浄土宗に真の一字を加へて称する時は、卑俗凡下の輩は、当宗を浄土偽宗とも過つべく候はん歟、よしや偽宗の論には及間敷候得共、正敷浄土の文字に真の字を加ふる事を、公免有之候ては、孰れにも当宗は其第二座たるべく候、然れば公儀御宗門、今更一向宗の次座に立様に相成候ては、五百数十年來、代々の勅命、御当家の御条目にも相障り、当宗の瑕璃、差当ては御威光の害にて可相成哉、

殊に其原を正せば、彼宗の祖師は、当宗より分れ出たる事、周く世に知る処に候を、如斯称する時は、本末の差別立難く候、都て真宗と申事、諸宗共に、三国伝来、相承の正しきを指て真宗と号し候へば、浄土門に於て称之せんには、当宗をこそ可称候へ、其末派に居て、此号を用ん事、次第混雜最も不可然事に御座候、是迄の通り数名に交へて右の号を唱へ候はんは格別、改て此一名を本号に用候事は、浄土門に於て相障候と有たきものなり、夫にては如法に隠にして理義分明なり、最も浄土の非分たるべからず、然るを公威を以て庄んとして、浄土真宗と申は浄土の本号なりしなどと、荒涼なる申分に仍り、却て本願寺の申条尤に聞ゆるなり、さしもの浄土門の衆議、公威に誇りて理を尽さざるは奈何、

四

この事件は既述の様に、二大宗門の両立が宗名論争という形式をとつて衝突したものであるが、一方之と表裏の関係にあるものとして宗風宗義について浄土宗側よりの批難攻撃及び本願寺側の反駁の論戦があげられよう。これについても先学の諸研究⁽²⁸⁾にくわしいが、何れも親鸞の肉食妻帯一念義の批難で、寛文より嘉永年間にわたつて居り、益々激論を加えているという(村上氏前掲書)宗名問題の未解決が更にこの論議に拍車をかけたのである。

さて最後に、この宗名事件の意義を再確認してみたいと思う。

徳川時代の仏教界が沈滞気味だったことは周知の事実である。幕府はその政策上、新義異義を禁圧し、檀家制度の徹底を図つて寺院に保護を加えたが、それがため仏教はその発展をおさえられて停滞し腐敗化の傾向を辿つていった。宗名事件の生起したのはこの徳川時代であつた。かくて従来やゝもすれば、この事件を評して徳川時代の腐敗せる形式

仏教の一典型とする論がおこなわれている。だが、その所説は果して正鵠を得たものといえるであろうか。

本願寺側が、公儀に提出する宗門改帳などの宗旨証文に記名する必要上、「浄土真宗」なる宗号にあくまで執着するのは如何にも結果からみて形式のみに拘泥するという謗りをまぬかれぬかも知れない。しかしこれを以てすべてと考えるのはあくまで皮相的な見解ではあるまいか、こゝはもつと宗義上の本質に立入つて論ずべきである。すなわち、本文の最初にも述べたが、本願寺側にとつて親鸞著作の「教行信証」の冒頭の「大無量寿経、真実之教、浄土真宗」「謹案浄土真宗有三種廻向」こそ立教開宗の大本をなすもので宗義の精粹であり、本願寺側の「浄土真宗」の宗号の主張の根柢は終始一貫実にこゝに集中されていたのである。この宗号が幕府の公的機関で否定されることは正に自宗の存否を問われることに思いを致さねばならない。「名」を捨てることはこの場合、「実」を捨てることであり、開祖親鸞の教説はこゝに否定される結果を生ずることである。

安逸をむさぼる徳川治政下の仏教界の中でこれほど護法の精神が純粹な形で發揮された例は尠いのではあるまいか、そこに信仰の固定化を打破せんとする意欲を見出すことができよう。徳川期の宗名事件はこの視点より深く理解されねばならない。

註

- (1) 柏原祐泉氏「近世近代真宗史研究の問題点」(「封建社会における真宗教団の展開」所収)。
- (2) 「安永天明年間に於ける宗名事件」(無尽燈十四一三、四、五、七、十一、十二)。
- (3) 「宗名事件に関する公訴の概況」(「真宗全史」所収)。
- (4) 「日本仏教史」近世篇之三 一四〇ページ。
- (5) 「浄土真宗の宗名諍論」(同朋学報 創刊号)。

- (6) 大谷派本願寺誌要編輯局編「本願寺誌要」六一ページより引用。
- (7) 本願寺第三代覚如の子の従覚の編輯になる親鸞の消息集。
- (8) 五乗院宝景「御宗名諍論弁」(「続真宗大系」第十七卷所収)二ページ。
- (9) 蓮如の王法為本の態度については笠原一男氏の所説にくわしい。「真宗の発展と一向一揆」他。
- (10) 玄智景耀著(真宗全書史伝部所収)八九ページ。
- (11) 蘭田香融氏「日本仏教の地域発展、紀伊」(仏教史学九一三、四)。
- (12) 玄智景耀著(真宗全書雑部所収)。
- (13) 古事類苑宗教部一 八一七ページ。
- (14) 山上正尊氏(前掲論文)二六ページ。
- (15) 浄土真宗御宗名故障書之彈文(前掲「古事類苑」所収)。
- (16) 翁草卷之百三十三本願寺宗名願の事(日本隨筆大成三期十三卷所収)三ページ。
御橋惠言氏(前掲論文)
辻善之助氏(前掲書)
- (17) (前掲) 大谷本願寺通紀九〇ページ。
- (18) 御触書天明集成三十三(岩波書店版)六八四ページ。
- (19) (前掲) 大谷本願寺通紀九〇ページ。
- (20) 大谷派(本願寺)の講師、理綱院と号す。寛政元年寂。
- (21) 宗号再発之略記(前掲古事類苑所収)八二七ページ。
五乗院宝景(前掲書)一四ページ。
- (22) (前掲) 古事類苑所収 八四四ページ。
- (23) 本願寺誌要には「輪王寺宮の言により『一万日御預け』とあるも辻氏(前掲書一七一ページ)は「その拠詳かでない。恐らく真宗内に於ける伝説であらう。」と評す。結果的には三万日の御預け(浅草本願寺史)という計算になる。

(24) 浄宗護国篇(浄土宗全書十七卷所収)六〇五ページ。

和漢三才図会 卷六十九 大樹寺。

尚、この旗の由来については二、三の異説あり。例えば、開山愚底が書き親忠に献じたものとか、永禄六年三河の一向一揆が蜂起し、当寺が家康の求めに応じ加勢した折の登誉の書である、その他など。

(25) 辻氏(前掲書)一六四ページ。

(26) (前掲)翁草 卷之百三十四 三二二ページ。

(27) 通称与兵衛、本姓は入江氏、幼時、京都町奉行与力神沢貞宜に養われ、長じて養父の職を襲ぐ、のち退棲専ら著述を業とす、杜口と号す、寛政七年歿(日本文学大辞典新潮社版)。

(28) 村上専精氏(前掲書)六七一ページ。

山上正尊氏「徳川前中後に於ける親鸞悪罵の研究」(真宗学報九一十八)。